

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【訓 令】

○ 岡山県庁文書保存分類表の一部改正

〃

総務学事課

【告 示】

（以上県例規集登載）

○ 災害対策基本法による指定地方公共機関

【公 告】

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦

覧

○ 公共測量の実施

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

の完了

〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の

完了

〃 〃

建築指導課

監理課

経営支援課

危機管理課

〃

目次

担当課（室）

	記念館	5	旧日銀ホ ール	5	附受入	30		河原邸	5	助成事業	5	大記念館	5	提供	5	基金	5		
2	文化行政 総括	3	優秀映画 鑑賞推進	5	国民文化 祭	5	中四国文 化の集い	5	文化団体	5	オーケスト ラ育成と音 楽文化振興	5	文化庁事 業	5	育成事業	5	活性化事 業	5	部活動の 地域移行

第四表第一分類H第二分類4の表第三分類2の項を次のように改める。

2	地域交通 公共交通 利用促進	3	井原線・ 智頭線	5	地方バス 路線維持 対策	5	離島航路 維持対策	5	運輸事業 振興助成	5	鉄道輸送 高度化補 助	10	水島臨海 鉄道	3	地域ナン バー	5

第四表第一分類H第二分類9の表第三分類1の項を次のように改める。

1	生涯ス ポーツ	3	指導者	3	イベント	3	補助金	5	委託契約	5	企画啓発	3	部活動の 地域移行	5				
---	------------	---	-----	---	------	---	-----	---	------	---	------	---	--------------	---	--	--	--	--

第四表第一分類H第二分類Aの表第三分類3の項を次のように改める。

3	施策の推 進	3	総合窓口	5	関係機関 ・団体等 との連携	5	犯罪被害者 支援ハン ドブック	30			犯罪被害者 等支援金支 給事業	5	性犯罪・性暴力 被害者相談支援 体制強化事業	5	性犯罪・性暴力 被害者のための医療 費等公費支援事業	5	性暴力・配偶 者暴力被害者 等支援交付金	5	
---	-----------	---	------	---	----------------------	---	-----------------------	----	--	--	-----------------------	---	------------------------------	---	----------------------------------	---	----------------------------	---	--

第四表第一分類I第二分類1の表第三分類2の項を次のように改める。

2	消防教養 訓練	1	教育訓練 計画	3	操法大会	3												
---	------------	---	------------	---	------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類I第二分類1の表第三分類9の項を次のように改める。

9	緊急消防 援助隊	5	総括	5	計画	5	負担金	5	訓練	10								
---	-------------	---	----	---	----	---	-----	---	----	----	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類M第二分類0の表第三分類4の項及び5の項を次のように改める。

4	臺地埋葬	総括	3		葬祭者不明死亡人	5													
5	快適な環境の確保	〃	3	普及啓発	3	補助金	5												

第四表第一分類M第二分類1の表第三分類5の項を次のように改める。

5	環境影響評価	〃	3	事前指導	3	審査	10	事後指導	3										
---	--------	---	---	------	---	----	----	------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類M第二分類1の表第三分類7の項を次のように改める。

7	人形峠環境保全協定	〃	3	〃	10	〃	30	〃	10	環境放射線等監視測定計画	5	環境放射線等監視測定結果	30	測定技術委員会	5				
---	-----------	---	---	---	----	---	----	---	----	--------------	---	--------------	----	---------	---	--	--	--	--

第四表第一分類M第二分類4の表第三分類1の項及び2の項を次のように改める。

1	公害紛争処理	〃	3	公害審査会	10	公害調停等	30												
2	公害苦情処理	〃	3	苦情処理調査票	3														

第四表第一分類M第二分類5の表第三分類4の項を次のように改める。

4	資源循環推進	〃	3	〃	5	指導	3	普及啓発	5	ごみゼロ社会プロジェクト推進会議	5	もったいない運動	5	グリーン購入	3	岡山県エコ製品	5	岡山エコ事業所	5	循環資源情報提供システム	5
---	--------	---	---	---	---	----	---	------	---	------------------	---	----------	---	--------	---	---------	---	---------	---	--------------	---

第四表第一分類P第二分類4の表第三分類1の項を次のように改める。

1	母子保健	”	3	不妊治療 支援事業	5		先天性代 謝異常等 検査	5		保 健 一 等	3	補助金・ 交付金	5	愛育委員 会	5	乳幼児発 達相談指 導事業	5	母子手帳	3	小児医療	5
		医療費公 費負担制 度交付金	5	周産期	5		母子保健 事業 評価	3		保 健 一 等	3	乳幼児身 体発育調 査	10	新生児聴 覚検査事 業	5	女性の健 康教育事 業	5	アレルギ ー対策	3	健やか親 子21	5

第四表第一分類P第二分類6の表に次の一項を加える。

E	特区民泊	”	1	指導取締	3																
---	------	---	---	------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類Q第二分類1の表第三分類8の項を次のように改める。

8	介護福祉 士等	”	3	修学資金 貸付	3	修学資金 補助金	5	修学資金 貸与決定	10	修学資金 管理台帳	10	養成施設 の指定等	30	養成施設 の事業報 告	5	介護技術 講習実施 の届出	3	外国人の 留学生等 支援事業	10		
---	------------	---	---	------------	---	-------------	---	--------------	----	--------------	----	--------------	----	-------------------	---	---------------------	---	----------------------	----	--	--

第四表第一分類Q第二分類3の表第三分類0の項を次のように改める。

0	総 括	総 括	3	規 例	30	表 彰	30	基 金	5	研 修	1	会 議	3	要 望	3	調 査 統 計	3	障害者 施策推 進審 議会	5	障害者計 画	5
		福祉のま ちづくり	5	障害福祉 計画	3	ほつとパ ーキング おみやま	5	手話言語 条例施策	5												

第四表第一分類Q第二分類3の表第三分類9の項を次のように改める。

9	社会参加 促進	総 括	3			障害者社会 参加推進セ ンター	5			まちづく り	5	障害者ス ポーツ	5	障害者ア ート	5	聴覚障害 児支援	5				
---	------------	--------	---	--	--	-----------------------	---	--	--	-----------	---	-------------	---	------------	---	-------------	---	--	--	--	--

第四表第一分類R第二分類1の表第三分類ACの項を次のように改める。

AC	事業承継	〃	3		委託契約	5	税制認定等	30	金融支援	5	税制報告等	10							
----	------	---	---	--	------	---	-------	----	------	---	-------	----	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類R第二分類1の表に次の四項を加える。

AM	省エネ設備更新補助金	〃	3	補助金	5														
AN	<small>エネファーム一機単位・新事業展開等による生産性向上支援事業</small>	〃	3	委託契約	5	補助金	5												
A0	中小企業デジタル化促進事業補助金	〃	3	〃	5	〃	5												
AP	中小企業デジタル化推進支援事業	〃	3	〃	5	〃	5												

第四表第一分類T第二分類0の表第三分類1の項を次のように改める。

1	農林企画	〃	3	農林漁業活力向上運動	3	補助金	5	国際農業交流	3	農林漁業情報化対策	3	試験研究計画等	3	農業開発研究所	3	農林水産祭	3	実りのフェスティバル	3	試験研究補助金	5
		農林漁業活性化対策	3	農林行政総合情報システム	5	おかやまグルメ券	5		5												

第四表第一分類T第二分類3の表第三分類0の項及び1の項を次のように改める。

0	総括	総括	3	例規	30			制度普及推進	3	業務等調査	3	事業計画報告	3	保険審査会	30	保険審査会委員任免	30					
1	農業共済団体	〃	3	設立合併認可	30	定款等変更認可	30	業務指導	3	経理指導	3	市町村移転	30	組合等広域合併	30	組合等検査	10	補助金	5			

◎岡山県訓令第十一号

庁 中 一 般

岡山県庁文書保存分類表（昭和三十八年岡山県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

令和五年七月十一日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

第四表第一分類A第二分類7の表第三分類3の項を次のように改める。

3	個人情報保護	”	3	照会・回答	1	研究会	3	個人情報ファイル簿等	30	公表事項	3	開示手続	5	本人提供	5	訂正等手続	5	利用停止等手続	5	苦情処理	3
---	--------	---	---	-------	---	-----	---	------------	----	------	---	------	---	------	---	-------	---	---------	---	------	---

第四表第一分類D第二分類0の表第三分類5の項を次のように改める。

5	歳入歳出外現金	”	3	調査決定	5	受入証拠書類	※	支払証拠書類	※	歳入歳出外現金保管状況簿	5	対照表	1								
---	---------	---	---	------	---	--------	---	--------	---	--------------	---	-----	---	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類D第二分類0の表に次のように加える。

※(1) 法令上の時効期間（消滅時効の期間をいう。）による。ただし、時効期間が5年を超えるものについては5年とする。

(2) (1)にかかわらず、法令で保存年限が定められたものについては、法令で定める保存年限を下限とする。

第四表第一分類D第二分類1の表第三分類2の項を次のように改める。

2	収入決定者が備える書類	”	3	収入関係書類	※	収入証拠書類	※	徴収等委託関係書類	3	不納欠損処分関係書類	5	過誤納関係書類	3								
---	-------------	---	---	--------	---	--------	---	-----------	---	------------	---	---------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類D第二分類1の表中

「※5年又は当該収入の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が5年を超えるときは、当該文書の保存年限とする。」を

「※(1) 法令上の時効期間（消滅時効の期間をいう。）による。ただし、時効期間が5年を超えるものについては5年とする。」を

(2) (1)にかかわらず、収入関係書類の保存年限については、当該収入の原因となる事案の決定に係る文書の保存年限が上記の保存年限を超えるときは、

当該文書の保存年限による。

とする。

第四表第一分類H第二分類8の表第三分類5の項を次のように改める。

5	犯罪の防止に配慮した社会環境の整備	総括	3	防犯責任者の設置促進	5			道路・住宅等の犯罪指針普及促進	3										
---	-------------------	----	---	------------	---	--	--	-----------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類H第二分類Aの表第三分類3の項を次のように改める。

3	施策の推進	〃	3	総合窓口	5	関係機関・団体等との連携	5	犯罪被害者支援ハンドブック	30					性犯罪・性暴力被害者相談支援体制強化事業	5	性犯罪・性暴力被害者のための医療費等公費支援事業	5	性暴力被害者支援交付金	5	犯罪被害者等見舞金給付事業	5
---	-------	---	---	------	---	--------------	---	---------------	----	--	--	--	--	----------------------	---	--------------------------	---	-------------	---	---------------	---

第四表第一分類M第二分類0の表第三分類2の項を次のように改める。

2	地球環境	〃	3	普及啓発	3	環境月間	3	環境学習	5	国際協力	3	補助金	5	地球温暖化対策実行計画	5	地球温暖化対策	3	省エネルギー省エネプログラム	5	エコパートナーシップおみやげ	3
				地球温暖化防止活動推進員	5	太陽光発電電補助金	17	電気自動車等補助金	10	太陽熱利用システム補助金	15	家庭の省エネ対策補助金	15	地球温暖化対策実効性評価	3						

第四表第一分類P第二分類1の表第三分類3の項を次のように改める。

3	医師等	〃	3	行政処分	10	研修	3	免許	1	地域医療支援センター	5	地域性医師	5	岡山大学医学部入試	5	広島大学医学部入試	5	医師養成確保奨学資金	10	奨学資金貸与者台帳	30
				医療勤務環境改善支援センター	5																

第四表第一分類P第二分類1の表第三分類6の項を次のように改める。

6	救急医療	〃	3	指定・告示	5	救命救急センター	5	小児救命救急センター	5	センター広域連携協定	10	救急医療体制整備	5	協議会等	5	医療情報システム	5	災害医療	5	センター事業	5
				メデイカールコール	5	小児救急医療電話相談等事業	5	小児救命救急センター	5	センター広域連携協定	10	救急医療体制整備	5	協議会等	5	医療情報システム	5	災害医療	5	センター事業	5

第四表第一分類Q第二分類5の表第三分類Dの項を次のように改める。

D	子育て環境づくり	〃	3		おみやぎ 次世代サ ポーター	3	企画啓発	3	補助金	5	表彰	30	子育て心 援宣言企 業	5	アトピー 企業認 定	5					
---	----------	---	---	--	----------------------	---	------	---	-----	---	----	----	-------------------	---	------------------	---	--	--	--	--	--

第四表第一分類S第二分類0の表第三分類8の項を次のように改める。

8	労働者共 同組合	〃	3	例	規	30	成立届（ 合併を含 む。）	30	定款変更 届	30	事業報告	3	諸	届	3	業務停止命 令・役員改 選命令	5	解散命令 及び解散 届	30	認	定	30	
---	-------------	---	---	---	---	----	---------------------	----	-----------	----	------	---	---	---	---	-----------------------	---	-------------------	----	---	---	----	--

第四表第一分類T第二分類1の表第三分類Aの項を次のように改める。

A	地域農 業推 進対 策	〃	3	補	助	金	10	農業 基盤 強化 促進 対策	5	市 村 基 本 構 想	5	認 定 農 業 者	5	人 ・ 農 地 プ ラ ン	10	地 域 計 画	10							
---	----------------------	---	---	---	---	---	----	----------------------------	---	----------------------------	---	-----------------------	---	---------------------------------	----	------------------	----	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類T第二分類5の表第三分類7の項を次のように改める。

7	需給調整	〃	3					国庫補助	5	県費補助	5												
---	------	---	---	--	--	--	--	------	---	------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類T第二分類5の表第三分類Bの項を次のように改める。

B	経営所得 安定対策	〃	3	補	助	金	関 係	5	県 協 議 会 関 係	5													
---	--------------	---	---	---	---	---	--------	---	----------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第四表第一分類A B第二分類1の表第三分類4の項及び5の項を次のように改める。

4	宅地造成 及び特定 盛土等規 制法関係	総	括	3	規 制 区 域 指 定	30	宅地造成・ 特定盛土等 工事許可	5	監 督 処 分 ・ 立 入 検 査 等	5	都 市 防 災	5	交 付 金	5	被 災 宅 地 危 険 度 判 定	5	基 礎 調 査	10	中 間 ・ 完 了 検 査	5	工 事 等 の 届 出 ・ 定 期 報 告	3	
---	------------------------------	---	---	---	----------------------------	----	------------------------	---	--	---	------------------	---	-------------	---	---	---	------------------	----	---------------------------------	---	---	---	--

◎岡山県告示第三百六十号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号に規定する指定地方公共機関として次の者を指定する。

令和五年七月十一日

社会福祉法人岡山県社会福祉協議会

岡山県知事

伊原木

隆

太

〔三五二〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称（仮称）ドラッグコスモス津山高野店
所在地 津山市高野本郷字有安二四四三番二ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一第一福岡ビルS館四階
代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和六年三月五日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千二百八・三二平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 四十五台
(2) 駐車場の収容台数 八台
(3) 荷さばき施設の面積 二十七平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前九時
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十時
(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで
(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和五年七月四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年七月十一日から同年十一月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業文化部商業・交通政策課

令和5年7月11日 岡山県公報 第12513号

〔三五三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省都市局都市政策課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年七月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

備前市全域	測量区域
公共測量（3D都市モデル作成）	測量の種類
令和五年七月三日から令和六年三月二十二日まで	測量期間

〔三五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年七月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字山崎東ノ丁二八―六、二八―八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区津島福居二丁目一八―二二セレーノふくい式番館二〇一

平嶋 勇輝

平嶋祐佳里

三 許可年月日及び許可番号

令和五年五月二十五日岡山県指令建指第五七号

〔三五六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和五年七月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
総社市総社字頓宮前二八―六、三一―九、三一―一、三二―一、三二―四、三二―五、三三―一、三三―六、三三―九、三三―一〇、三三―一一、三三―一二、三三―一四、三一―九地先道、三三―一地先水
- 二 公共施設の種類
道路、水路
- 三 位置及び区域
開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）
- 四 許可を受けた者の住所及び氏名
総社市総社三五―二
頓宮 一雄
- 五 許可年月日及び許可番号
令和五年五月十五日岡山県指令建指第四四号